

(様式第1号)

指摘事項に係る措置状況報告書

教育委員会事務局 スポーツ課

監査期間 平成26年11月12日から
平成27年1月9日まで

指摘事項	措置状況
<p>(1) 施設の維持管理で、指定管理者が点検業務などを第三者に委託する場合は、事前に書面で教育委員会の許可を得ることとなっているが、一部の業務について教育委員会の許可を得ていないものが見受けられた。 今後は、事前に協議し、第三者に委託することを適当とした場合は書面で許可をされたい。</p>	<p>今後は、事前に協議し、第三者に委託することを適当とした場合は書面でもって許可をします。</p>
<p>(2) 各年度の事業計画の確認で、指定管理者は各年度の事業計画書を教育委員会へ提出し、確認を得なければならないとなっているが、4月1日以降に事業計画書が提出されていた。 各年度の事業計画は、年度開始前に確認すべきものであることから、遅くとも3月下旬には提出を受け、確認をされたい。</p>	<p>今後、事業計画書は3月下旬には提出するよう指導し、確認を行います。</p>
<p>(3) 指定管理者の経営状況の確認で、指定管理者はその経営の健全性を証するため、毎事業年度終了後に商法その他関係法令で求められる計算書類及び監査報告書を教育委員会に提出することとなっているが、それらの書類の提出がなされていなかった。 指定管理者の経営状況を確認するためにも、それらの書類の提出を受け、その内容について確認をされたい。</p>	<p>今後は、毎事業年度終了後に各関係書類を提出するよう指導し、経営の健全性が担保されているかどうか確認を行います。</p>

(注) 1 「指摘事項」の欄は、「定期監査の結果」の「4 監査の結果」に記載された各課の指摘事項を転記してください。

2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。

また、措置の内容については「適正に処理しました。」等の抽象的な表現は避け、具体的な措置状況を記載してください。